

令和5年12月4日開会

令和5年12月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第 11 号	専決処分の報告（訴えの提起）	1
報告第 12 号	専決処分の報告（令和 5 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 7 号））	別冊
議案第 98 号	寝屋川市職員定数条例の一部改正	5
議案第 99 号	寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	7
議案第 100 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	10
議案第 101 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	25
議案第 102 号	寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例の制定	28
議案第 103 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	39
議案第 104 号	寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正	45
議案第 105 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 106 号	令和 5 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 107 号	令和 5 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 108 号	令和 5 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 109 号	令和 5 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 110 号	令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 111 号	工事請負契約の締結（寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事に伴う旧校舎棟解体等工事）	47
議案第 112 号	工事請負契約の締結（（仮称）駅前庁舎改修工事（建築主体工事））	48
議案第 113 号	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	49
議案第 114 号	財産の取得（寝屋川市学校給食センターの学校給食調理用備品）	50
議案第 115 号	指定管理者の指定（寝屋川市公園墓地）	51
議案第 116 号	指定管理者の指定（寝屋川市立療育・自立センター（療育施設））	52
議案第 117 号	指定管理者の指定（都市公園）	53
議案第 118 号	指定管理者の指定（寝屋川市立エスポール）	54
議案第 119 号	人権擁護委員候補者の推薦（道 上 雅 司）	55
議案第 120 号	人権擁護委員候補者の推薦（荒 木 裕 美）	57

報告第 11 号

専 決 処 分 の 報 告

訴えの提起〔介護給付費返還義務不存在等確認請求事件の控訴〕について、別紙のとおり令和5年11月1日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

訴 え の 提 起

次のとおり訴えを提起する。

令和5年11月1日専決

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 事 件 名 介護給付費返還義務不存在等確認請求事件

2 被控訴人となるべき者

大阪府寝屋川市松屋町19番6号

香里プラザⅢ301号室

株式会社結

上記代表者 代表取締役 結城直美

3 請 求 の 趣 旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

4 訴 訟 遂 行 の 方 針

- (1) 寝屋川市の顧問弁護士である高橋英弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 本件において必要がある場合は、上訴することができる。

〔事件の概要〕

別紙（3ページ・4ページ）

別 紙

〔事件の概要〕

- (1) 介護保険法によれば、「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」に関し、利用する要介護者のサービスの適切な利用等に密接に関連する所定の事項については、厚生労働省令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるものとされているところ、現行の『寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例』（平成30年寝屋川市条例第55号）〔以下「本件現行条例」という。〕では、「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」は、『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』（平成11年厚生省令第38号）〔以下「居宅介護支援基準」という。〕に定めるところによることとしている。（なお、本件現行条例の制定（施行期日＝平成31年4月1日）に伴い廃止された『寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例』（平成29年寝屋川市条例第35号）〔以下「本件旧条例」という。〕では、居宅介護支援基準と同じ内容を規定していた。）
- (2) 本市では、本件現行条例においてその定めるところによることとしている居宅介護支援基準の規定及び本件旧条例の規定〔以下「居宅介護支援基準の規定等」という。〕並びに「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」についての厚生労働省老人保健福祉局企画課長の通知（『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について』（平成11年7月29日付け老企発第22号。厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知））を踏まえ、指定居宅介護支援事業者には、“利用者との指定居宅介護支援の提供契約に当たり、「利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」及び「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること」について、書面により説明を行う”義務があるとして、介護保険の事務を運用している。
- (3) 市長は、原告が(2)の説明に係る義務に違反したとして、そのことによる居宅介護サービス計画費の減算等を理由に、原告に対し、① 令和4年1月17日

付けで、被保険者116人に係る居宅介護サービス計画費2,926万7,249円を不当利得として返還するよう求める旨を通知するとともに、② 同年12月14日付けで、被保険者1人に係る居宅介護サービス計画費46万6,199円を不当利得として返還するよう求める旨を通知した。

- (4) 本件は、原告が、利用者との指定居宅介護支援の提供契約に当たり、居宅介護支援基準の規定等で必要とされる説明は行っており、居宅介護支援基準の規定等に係る違反はないなどと主張して、上記①及び②の通知に記載された不当利得返還債務が存在しないことの確認を求める事案である。
- (5) 本件に関し、大阪地方裁判所は、「原告の当市に対する上記①及び②の通知記載の不当利得返還債務が存在しないことを確認する」との判決を言い渡したものである。

議案第 98 号

寝屋川市職員定数条例の一部改正

寝屋川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員定数条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員定数条例（昭和 40 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「休職者」を「休職にされている職員、育児休業をしている職員」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における前条の規定の適用については、その復帰の日の属する年度に限り、当該職員は、同条各号の職員に含まないものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第7条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当以外の手当等)」に改める。

第8条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当)」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、期末手当の額は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ、規則で定める期末手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額を基礎として算定した額とする。

第8条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に、常勤職員の例により支給する。ただし、勤勉手当の額は、フルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ、規則で定める勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第12条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

(寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第1項」の次に「又は寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条第2項」を加える。

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「251,200円」を「251,700円」に改める。

第22条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「、「100分の67.5」と」を「「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条、第3条の2関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000

24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		

82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600		
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900		
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100		
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300		
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300			
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600			
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800			
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000			
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300			
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600			
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800			
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000			
94		295, 900	343, 600					
95		296, 200	344, 100					
96		296, 600	344, 500					
97		296, 800	344, 700					
98		297, 100	345, 100					
99		297, 500	345, 500					
100		297, 900	345, 800					
101		298, 100	346, 100					
102		298, 400	346, 500					
103		298, 800	346, 900					
104		299, 100	347, 300					
105		299, 300	347, 800					
106		299, 600	348, 200					
107		300, 000	348, 600					
108		300, 300	349, 000					
109		300, 500	349, 500					
110		300, 900	349, 900					

111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700	216,200	216,200	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条、第3条の2関係）

医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900	474,700
2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500

24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800

53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	

82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とを「、100分の68.75」とに改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000

第8条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

号給	給料月額
	円
1	155,300
2	157,500

3	159,500
4	161,800
5	164,000
6	166,700
7	170,900
8	173,600
9	176,100
10	179,100
11	181,800
12	184,600
13	192,400
14	196,400
15	200,400
16	202,500
17	202,800
18	205,700
19	205,900
20	207,100
21	208,700
22	208,800
23	208,000
24	210,100
25	211,200
26	211,500
27	211,400
28	213,800
29	214,600
30	214,400
31	216,800
32	217,200

33	217,900
34	221,100
35	223,400
36	224,100
37	226,900
38	230,300
39	233,700
40	236,700
41	239,500
42	251,100
43	252,900
44	254,400
45	256,200
46	257,600
47	259,400
48	263,700
49	265,100
50	266,500
51	268,000
52	269,800
53	272,000

第4条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 101 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「抄本」の次に「の交付」を、「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第 6 号中「事務」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

第 2 条第 3 号中「抄本」の次に「の交付」を、「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号

の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）で定めるものに限る。以下この号及び第 6 号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に当該申請が行われた場合における手数料について適用する。

議案第 102 号

寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例の制定

寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市ペット霊園の設置等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 ペット霊園の設置等（第4条－第18条）

第3章 移動火葬（第19条－第25条）

第4章 雑則（第26条－第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めることにより、利用者の保護を図るとともに、良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛がんすることを目的として飼養される犬、猫その他の動物をいう。
- (2) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 第31条を除き、墳墓を設けるための区域をいう。
- (4) 納骨堂 第31条を除き、ペットの焼骨を収蔵するための施設をいう。
- (5) 火葬 ペットの死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- (6) 火葬施設 火葬を行うための設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設（移動火葬車を除く。）をいう。
- (7) ペット霊園 墓地、納骨堂若しくは火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己のペットのためのものを除く。
- (8) 移動火葬 移動火葬車（火葬設備を有する自動車（道路交通法（昭和 35

年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。)をいう。以下同じ。)による火葬をいう。

(9) 利用者 ペット霊園の設置及び管理に関する事業又は移動火葬に関する事業に係る役務の提供を受ける者をいう。

(ペット霊園設置者等の責務)

第 3 条 ペット霊園設置者 (第 5 条第 1 項の許可を受けてペット霊園を設置する者をいう。以下同じ。)若しくはペット霊園管理者 (当該ペット霊園を管理する者をいう。以下同じ。)又は移動火葬業者 (第 19 条第 1 項の許可を受けて移動火葬を行う者をいう。以下同じ。)は、当該事業を行うに際しては、利用者の心情に十分配慮するとともに、良好な生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

第 2 章 ペット霊園の設置等

(土葬の禁止)

第 4 条 何人も、寝屋川市の区域内 (以下「市内」という。)においては、業としてペットの死体を土中に葬ってはならない。

(ペット霊園の設置の許可等)

第 5 条 市内においてペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可 (以下「ペット霊園設置許可」という。)を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更 (第 15 条に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、ペット霊園設置許可又は前項の許可 (以下「ペット霊園変更許可」という。) (以下これらを「ペット霊園設置許可等」と総称する。)をするに当たり、条件を付することができる。この場合において付する条件は、当該許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(事前協議)

第 6 条 ペット霊園設置許可等の申請をしようとする者 (以下「申請予定者」という。)は、当該申請をしようとする日 (以下「申請予定日」という。)の 3 月前までに、規則で定めるところにより、事前協議書を提出し、ペット霊園設置許

可等について市長と協議しなければならない。

(標識の設置)

第7条 前条の規定による事前協議書の提出をした申請予定者は、申請予定日の2月前までに、ペット霊園(ペット霊園予定地(ペット霊園に係る土地となるべき土地をいう。次条第1項において同じ。)を含む。)の区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該申請に係るペット霊園の概要を示す標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の標識は、次条第1項の規定により説明会を開催するまでの間、設置しておかななければならない。

(ペット霊園設置許可等に係る計画)

第8条 前条第2項の規定による届出をした申請予定者は、申請予定日の1月前までに、規則で定めるところにより、ペット霊園設置許可等に係る計画について、当該計画に係るペット霊園予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者及び所有者に対し説明会を開催するとともに、当該ペット霊園予定地に隣接する土地の所有者及び使用者と協議し、その同意を得なければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による手続を行ったときは、速やかに、規則で定めるところにより、同項の規定により実施した説明会及び協議の内容を市長に報告するとともに、同項の同意を得たことを証する書面を市長に提出しなければならない。

(ペット霊園設置許可等の申請)

第9条 ペット霊園設置許可等を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(ペット霊園設置許可等の基準)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が次条及び第12条の基準に適合していると認めるときでなければ、ペット霊園設置許可等をしてはならない。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第11条 ペット霊園の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及

び第2号の基準にあっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（以下「禁止地域」という。）以外の地域であること。
- (2) 墓地及び火葬施設が住宅（第9条の規定による申請後に建築の工事に着手したものを除く。）の敷地から100メートル以上離れていること。
- (3) ペット霊園設置者が当該土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものであること。

（ペット霊園の構造設備の基準）

第12条 ペット霊園の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根又は障壁が設けられていること。
- (2) 墓地に雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設が設けられていること。
- (3) 管理事務所並びにペット霊園の規模に応じた便所、給水設備及びごみ集積設備（当該ペット霊園の付近にある当該ペット霊園設置者又はペット霊園管理者が所有するこれらのものを含む。）が設けられていること。
- (4) 火葬設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが焼却時に接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。
 - イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - ウ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - オ 防音、防臭及び防じんについて、規則で定める十分な能力を有するものであること。

（工事の完了の検査等）

第13条 ペット霊園設置者は、当該ペット霊園設置許可等に係る工事が完了した

ときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、当該工事が前2条の基準に適合していると認めたときは、ペット霊園設置者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 ペット霊園設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

(維持管理)

第14条 ペット霊園設置者は、第12条各号に掲げる基準に従い、ペット霊園設置許可等に係るペット霊園の構造設備を維持管理しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第15条 ペット霊園設置者は、ペット霊園について規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更をした日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第16条 ペット霊園管理者は、ペット霊園における役務の提供に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ペットの死体及び焼骨を丁寧に取り扱いとともに、衛生的に管理すること。

(2) 利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。

(3) 利用者ごとに前号に規定する事項に関する書類を作成し、当該利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間、当該書類を保管すること。

(地位の承継)

第17条 ペット霊園設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該ペット霊園設置者の地位を承継する。

2 前項の規定によりペット霊園設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(ペット霊園の廃止の届出等)

第 18 条 ペット霊園の廃止をしようとする者は、当該ペット霊園の廃止をしようとする日までに、利用者にその旨を説明するとともに、当該日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 ペット霊園の廃止をしようとする者は、納骨堂又は墳墓に存する焼骨を他の納骨堂又は墳墓に移すことその他の利用者の心情に配慮した対応をとらなければならない。

3 ペット霊園の廃止をしたときは、墳墓、納骨堂及び火葬施設を除去しなければならない。

第 3 章 移動火葬

(移動火葬許可等)

第 19 条 市内において移動火葬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 第 5 条第 3 項の規定は、前項の許可（以下「移動火葬許可」という。）をする場合について準用する。

3 移動火葬業者は、禁止地域においては、移動火葬を行ってはならない。ただし、利用者の依頼に応じて、その所有し管理し又は占有する土地（現に道路の敷地である土地を除く。）において移動火葬を行う場合は、この限りでない。

(移動火葬許可の申請)

第 20 条 移動火葬許可を受けようとする者(以下「移動火葬許可申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(移動火葬許可の基準)

第 21 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、移動火葬許可をしてはならない。

(1) 移動火葬車の火葬設備が第 12 条第 4 号に掲げる基準に適合していること。

(2) 移動火葬を行うための場所として、移動火葬許可申請者が所有する土地又は正当な権原を有する場所（現に道路の敷地である土地を除き、禁止地域以外の地域に在る場所に限る。）を確保していること。

(移動火葬許可を受けた事項の変更等)

第 22 条 移動火葬業者は、移動火葬許可を受けた事項の変更（第 4 項に規定する

軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第3項及び前条第1号の規定は、前項の許可（以下「移動火葬変更許可」という。）をする場合について準用する。

3 移動火葬変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 移動火葬業者は、移動火葬について規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更をした日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（遵守事項）

第23条 移動火葬業者は、市内において移動火葬を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 移動火葬車に、移動火葬業者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称)、連絡先及び移動火葬許可を受けている旨を容易に確認できるよう、規則で定めるところにより表示すること。

(2) 第21条第2号に規定する移動火葬を行うための場所として確保している場所又は利用者の所有し管理し若しくは占有する土地（現に道路の敷地である土地を除く。）以外の場所においては、火葬を行ってはならないこと。

(3) 周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないための対策を講ずること。

(4) 火葬が終了するまで移動火葬車の傍らで待機し、火葬設備を適正に管理すること。

(5) 第16条第1号及び第2号に掲げる事項

（地位の承継）

第24条 第17条の規定は、移動火葬業者の地位の承継について準用する。

（移動火葬の廃止の届出）

第25条 移動火葬の廃止(市内において移動火葬を業として行わないこととすることをいう。)をしようとする者は、当該移動火葬の廃止をしようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 雑則

(報告及び立入調査)

第 26 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園設置者若しくはペット霊園管理者若しくは移動火葬業者に対し、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にペット霊園若しくは移動火葬業者の事務所に立ち入り、必要な事項を調査させ若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第 27 条 市長は、ペット霊園設置者(申請予定者を含む。次条第 2 号において同じ。)若しくはペット霊園管理者又は移動火葬業者(移動火葬許可申請者を含む。次条第 2 号において同じ。)がこの条例の規定又はペット霊園設置許可等若しくは移動火葬許可等(移動火葬許可又は移動火葬変更許可をいう。以下同じ。)に付した条件に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(許可の取消し)

第 28 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ペット霊園設置許可等又は移動火葬許可等を取り消すことができる。

(1) ペット霊園設置者又は移動火葬業者が偽りその他不正の手段によりペット霊園設置許可等又は移動火葬許可等を受けたと認めるとき。

(2) ペット霊園設置者若しくはペット霊園管理者又は移動火葬業者が前条第 2 項の規定による命令に違反したと認めるとき。

(禁止命令等)

第 29 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該ペット霊園の使用、移

動火葬の禁止又は当該ペットの死体の除去を命ずることができる。

- (1) ペット霊園設置許可等を受けずに、ペット霊園を設置し又は変更した者
- (2) 移動火葬許可等を受けずに、移動火葬を行った者
- (3) 第4条の規定に違反した者

(公表)

第30条 市長は、第27条第2項又は前条の規定による命令に従わない者があるときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、その者が意見を述べ又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適用除外)

第31条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定により設けられた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設に、当該墓地又はこれらの施設と併せて墳墓を設けるための区域、ペットの焼骨を収蔵するための施設又は火葬施設を設置するときは、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第5項、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定の施行の際現にペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置の工事を開始している者は、令和6年3月31日までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前項の届出に係るペット霊園については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にペット霊園設置許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定によりペット霊園設置許可を受けたものとみなされるペット霊園

については、第 11 条及び第 12 条の規定は、適用しない。ただし、当該ペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園をこれらの規定に適合させるよう努めなければならない。

- 5 附則第 2 項の規定による届出をした者は、当該ペット霊園に係るペット霊園変更許可を受けようとするときは、施行日前においても、第 6 条から第 8 条までの規定の例により、これらの規定に規定する手続をすることができる。
- 6 施行日以後にペット霊園を設置しようとする者は、当該ペット霊園に係るペット霊園設置許可を受けようとするときは、施行日前においても、第 6 条から第 8 条までの規定の例により、これらの規定に規定する手続をすることができる。
- 7 附則第 1 項ただし書の規定の施行の際現に市内において移動火葬を業として行っている者は、令和 6 年 3 月 31 日までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 8 前項の規定による届出をした者は、施行日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に限り、第 19 条第 1 項及び第 23 条の規定にかかわらず、引き続き、市内において移動火葬を業として行うことができる。

議案第 103 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 3 中「及び第 23 条」を「、第 23 条及び第 24 条」に改め、同条第 2 号エ(7)中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 19 条の 5 の 2 中「及び第 23 条」を「、第 23 条及び第 24 条」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 19 条の 6 中「第 22 条の 2」の次に「及び第 24 条」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 22 条第 1 項中「増加し、若しくは減少し、又は」を「増加し若しくは減少し、若しくは」に改め、「という。）となつた」の次に「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を加え、「増加し、若しくは減少した場合」を「増加し若しくは減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となつた場合」を削り、「又は第 19 条の 7 第 1 項」を「若しくは第 19 条の 7 第 1 項」に改め、「次条第 1 項各号」の次に「(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額」を「、第 23 条第 1 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第 19 条若しくは第 19 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 23 条第 4 項第 1 号（同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第 24 条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同

じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「増加し、若しくは減少した日」を「増加し若しくは減少した日」に、「又は1世帯」を「若しくは1世帯」に改め、「、若しくは特例対象被保険者等となつた」を「日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第23条第1項に定める第19条若しくは第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第22条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第24条を次のように改める。

(出産被保険者の保険料の減額)

第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条又は第19条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第30条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

- 2 第19条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第19条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の5の3又は第19条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第19条」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第16条又は第19条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 6 第19条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第19条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の5の3又は第19条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「第19条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。

第6章中第30条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第30条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲

げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第24条の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正

寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成13年寝屋川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寝屋川市立学校園」を「寝屋川市立の幼稚園、小学校、中学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第2条中「教育委員会」の次に「(幼保連携型認定こども園の学校園医等に係る補償にあつては、市長)」を加える。

第4条中「寝屋川市教育委員会規則」を「教育委員会規則（幼保連携型認定こども園の学校園医等に係る補償にあつては、規則）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 工 事 名 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事に伴う
旧校舎棟解体等工事
- 2 工 事 場 所 大阪府寝屋川市打上高塚町4番1号
- 3 工 事 概 要 (1) 解体工事 一式
(2) 建築工事 一式
(3) 電気設備工事 一式
(4) 機械設備工事 一式
- 4 契 約 方 法 制限付一般競争入札
- 5 契 約 金 額 金844,547,000円
(内消費税及び地方消費税の額76,777,000円)
- 6 支 払 方 法 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着 工 令和5年 月 日
完 成 令和7年2月28日
- 8 契約の相手方 大阪府寝屋川市下木田町6番18号
株式会社中井工務店
代表取締役 中井正昌

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 工 事 名 (仮称) 駅前庁舎改修工事 (建築主体工事)
- 2 工 事 場 所 大阪府寝屋川市早子町 12 番 16 号
- 3 工 事 概 要 (1) 直接仮設工事 一式
(2) 外壁改修工事 一式
(3) 建具改修工事 一式
(4) 内装改修工事 一式
(5) 塗装改修工事 一式
(6) サイン改修工事 一式
(7) 発生材処理 一式
- 4 契 約 方 法 制限付一般競争入札
- 5 契 約 金 額 金255,752,200円
(内消費税及び地方消費税の額23,250,200円)
- 6 支 払 方 法 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着 工 令和5年 月 日
完 成 令和6年10月31日
- 8 契約の相手方 大阪府寝屋川市木田元宮二丁目7番1号
株式会社沖田工務店
代表取締役 藤岡幸政

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 庁内ネットワークパソコン |
| 2 | 財産の概要 | (1) ノート型パソコン 268台
(2) タブレット型パソコン 37台 |
| 3 | 取得目的 | 庁内ネットワークパソコンの更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 41,099,300 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,736,300 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目1番6号
NECフィールドディング株式会社 北大阪支店
支店長 望月寿之 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和5年12月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 寝屋川市学校給食センターの学校給食調理用備品 |
| 2 | 財産の概要 | (1) 冷蔵庫 5台
(2) 検食用冷凍庫 2台
(3) パススルー冷蔵庫 3台
(4) 真空冷却機 1台
(5) その他29品目 |
| 3 | 取得目的 | 寝屋川市学校給食センターにおける学校給食の調理に必要な備品を具備するため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金126,500,000円
(内消費税及び地方消費税の額11,500,000円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市生野区巽南五丁目4番14号
株式会社中西製作所 大阪支店
支店長 堀田敦志 |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市公園墓地)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市公園墓地
- 2 団体の名称 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立療育・自立センター (療育施設))

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立療育・自立センター (療育施設)
あかつき園
ひばり園
第 2 ひばり園
あかつき・ひばり歯科診療所
あかつき・ひばり療育相談室 |
| 2 団体の名称 | 社会福祉法人療育・自立センター |
| 3 指定の期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間) |

指 定 管 理 者 の 指 定

(都市公園)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 都市公園（11 箇所）
南寝屋川公園
小路明和公園
みどりの丘さくら公園
まつのき公園
友呂岐緑地
田井西公園
成田公園
初本町公園
池田 1 号公園
黒原旭町公園
打上川治水緑地 |
| 2 団体の名称 | 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター |
| 3 指定の期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立エスポール)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立エスポール
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人エスポール
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 道 上 雅 司 (みちかみ まさし)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 47 年 3 月 東海大学工学部卒業

職 歴

昭 和 47 年 4 月 大阪電気暖房株式会社 入社
平 成 18 年 3 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平 成 28 年 12 月 民生委員・児童委員
至 現 在
自 平 成 30 年 7 月 人権擁護委員
至 現 在

賞 罰

な し

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 荒 木 裕 美 (あらき ゆみ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 58 年 3 月 精 華 女 子 高 等 学 校 卒 業

職 歴

昭 和 58 年 4 月 河 村 整 形 外 科 病 院 就 職
昭 和 62 年 3 月 同 上 退 職

公 職 歴 等

自 平 成 13 年 4 月 寢 屋 川 市 立 北 小 学 校 P T A 副 会 長
至 平 成 15 年 3 月
自 平 成 14 年 4 月 寢 屋 川 市 立 校 園 P T A 協 議 会 副 会 長
至 平 成 15 年 3 月
自 平 成 15 年 4 月 寢 屋 川 市 立 北 小 学 校 P T A 会 長
至 平 成 17 年 3 月
自 平 成 18 年 7 月 人 権 擁 護 委 員
至 現 在
自 平 成 19 年 6 月 子 ど も の 人 権 専 門 委 員
至 平 成 22 年 5 月

自 令和元年6月
至 現在

大阪第二人権擁護委員協議会事務局委員

賞 罰

平成 24 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 25 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 27 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 28 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 29 年 10 月	法務大臣表彰 (人権擁護委員に対する表彰)

